

○奈良市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要項

第1章 基準の性格

第2章 総論

第3章 介護サービス

第1 訪問介護

第2 訪問入浴介護

第3 訪問看護

第4 訪問リハビリテーション

第5 居宅療養管理指導

第6 通所介護

第7 通所リハビリテーション

第8 短期入所生活介護

第9 短期入所療養介護

第10 特定施設入居者生活介護

第11 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護

第12 福祉用具貸与

第13 特定福祉用具販売

第4章 介護予防サービス

第1章 基準の性格

- 1 この要項は、奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成30年奈良市条例第10号。以下「条例」という。）、奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成30年奈良市条例第11号。以下「予防条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 条例及び予防条例の趣旨及び内容については、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。）に定めるもののほか、この要項に定めるとおりとする。
- 3 条例第4条及び予防条例第4条は、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）に基づき、本市と事業者が協働して、暴力団排除の推進を図るものであり、法人の役員、管理者をはじめとする事業の運営に従事する者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規

定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であってはならない。

第2章 総論

1 事業所の名称

事業所の名称は指定居宅サービス及び指定介護予防サービスを提供する事業所として適切な名称とし、誤解を与えるようなものにならないよう十分に留意すること。

2 「勤務時間」の定義

勤務時間とは、労働者が使用者の指揮命令の下に置かれている実労働時間とする。したがって、事業所（出張所等を含む。）以外での待機時間等を、勤務時間に算定することは認められない。

3 面積及び幅の算定方法

面積及び幅は内法方法により算定すること。ただし、固定物は面積から省くこと。なお、他の指針等により算定方法が別に定められている場合についても、内法方法により算定することが望ましい。

4 区画

1つの建物に複数の事業所等が混在する場合は、出入口や区画を区分する等、それぞれの利用者や従業員が入り交ざらないようにするほか、感染症の発生やまん延の防止に十分に配慮すること。

5 事故報告

事故が発生した場合には「介護保険事業者事故報告取扱要領」に則り、奈良市への報告を原則3日以内に行うこと。なお、緊急性の高い事故については、速やかに電話により報告するとともに、その後報告書を提出すること。

6 関連法令等の遵守

事業を運営するにあたっては、以下に例示する法令を含め、関連する法令や条例等を遵守すること。

(1) 介護保険法

(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）

(3) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）

(4) 消防法（昭和23年法律第186号）

(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）

(6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）

(7) 労働基準法（昭和22年法律第49号）

(8) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

第3章 介護サービス

第1 訪問介護

1 管理者の兼務の範囲（省令第6条）

管理者は、当該事業における従業者と兼務する場合、同一事業所内で行う他の事業の管理者及び同一敷地内に所在する他の事業所の管理者のみ兼務することができる。したがって、この場合は同一事業所内で行う他の事業の従業者や、同一敷地内に所在する他の事業所の従業者との兼務は認められない。

ただし、指定訪問介護の事業と第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合及び同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、指定訪問介護の職務と同時並行的に行われることが差し支えないとされている職務に従事する場合にあっては、この限りではない。

2 重要事項説明書の記載項目（省令第8条第1項）

指定訪問介護事業者は、当該事業所から指定訪問介護の提供を受けることにつき文書により同意を得ること。なお、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）には、次の項目を定めておくこと。

- (1) 運営規程の概要
- (2) 従業者の勤務体制
- (3) 通常の事業の実施地域
- (4) 利用料その他の費用の額
- (5) 緊急時の対応
- (6) 事故発生時の対応
- (7) 苦情処理の体制及び窓口（事業所、奈良市、国民健康保険団体連合会の連絡先）
- (8) 守秘義務
- (9) 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）

3 サービス提供の記録（省令第19条第1項）

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日、サービスの開始時刻及び終了時刻、提供した具体的なサービスの内容、訪問介護員等の氏名、利用者の氏名及び心身の状況その他必要な事項を記録すること。

4 交通費（省令第20条第3項）

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に関して、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合、通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅までの交通費（移動に要する費用）の支払を受けることができることとする。

なお、通常の事業の実施地域内の交通費については、駐車場代も含め徴収できな

いものとする。

5 訪問介護計画の変更（省令第24条第5項）

利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合、利用者が介護保険法（平成9年法律第123号）第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合等、必要に応じて訪問介護計画の変更を行うものとする。

6 勤務体制の確保（省令第30条第1項及び条例第11条）

(1) 省令第30条第1項について、指定訪問介護事業所ごとに作成する勤務形態一覧表には、兼務の場合は職種ごとに明確に時間を分けて記載すること。

(2) 条例第11条は、従業者がやり甲斐を感じ働き続けることができるよう職場環境の整備を促進するため、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めることとしたものである。

7 苦情処理（省令第36条第1項）

必要な措置とは、具体的には、事業所、奈良市及び国民健康保険団体連合会の各相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。

8 報告（条例第15条）

条例第15条に規定する報告は、市長が介護サービスの向上を図るために必要と認める情報を記載した書面により行うものとする。

第2 訪問入浴介護

1 管理者の兼務の範囲（第46条）

管理者は、当該事業における従業者と兼務する場合、同一事業所内で行う他の事業の管理者及び同一敷地内に所在する他の事業所の管理者のみ兼務することができる。したがって、この場合は同一事業所内で行う他の事業の従業者や、同一敷地内に所在する他の事業所の従業者との兼務は認められない。

ただし、指定訪問入浴介護の事業と介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、この限りではない。

2 重要事項説明書の記載項目、サービス提供の記録、交通費、勤務体制の確保、苦情処理及び報告については、指定訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第1の2から4まで及び6から8までを参照されたい。この場合において、第1の3中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と読み替えること。

第3 訪問看護

1 消毒設備（省令第62条第1項及び第2項）

指定訪問看護の事業の性質上、感染症予防に特に配慮する必要がある。洗面設備等感染症予防に必要な消毒設備については、出入口等、感染症の予防に配慮した位

置に必ず設けること。なお、他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用する場合においては、他の事業の利用者に感染症がまん延しないよう配慮すること。

2 管理者の兼務の範囲について

管理者の兼務の範囲については、指定訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第2の1を参照されたい。この場合において、第6の1中のただし書内「第一号訪問事業」とあるのは、「介護予防訪問看護」と読み替えること。

3 その他（条例第71条第3項）

重要事項説明書の記載項目、サービス提供の記録、交通費、訪問看護計画の変更、勤務体制の確保、苦情処理及び報告については、指定訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第1の2から8までを参照されたい。この場合において、第1の2中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第1の4中「訪問介護計画」とあるのは「訪問看護計画」と読み替えること。

第4 訪問リハビリテーション

1 重要事項説明書の記載項目

省令第83条の規定により、省令第8条の規定は指定訪問リハビリテーションの事業について準用されるものであるが、この場合において、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）には、次の項目を定めておくこととする。

- (1) 運営規程の概要
- (2) 従業者の勤務体制
- (3) 通常の事業の実施地域
- (4) 利用料その他の費用の額
- (5) 事故発生時の対応
- (6) 苦情処理の体制及び窓口（事業所、奈良市、国民健康保険団体連合会の連絡先）
- (7) 守秘義務
- (8) 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）

2 サービス提供の記録、交通費、訪問リハビリテーション計画の変更、勤務体制の確保、苦情処理及び報告については、指定訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第1の3から8までを参照されたい。この場合において、第1の3中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士」と、第1の5中「訪問介護計画」とあるのは、「訪問リハビリテーション計画」と読み替えること。

第5 居宅療養管理指導

1 重要事項説明書の記載項目については指定訪問リハビリテーションの場合と同一であるため、第4の1を参照されたい。

- 2 サービス提供の記録、勤務体制の確保、苦情処理及び報告については、指定訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第1の3及び6から8までを参照されたい。なお、第1の3の記載の事項中の「サービスの開始時刻及び終了時刻」及び「訪問介護員等の氏名」は対象から除くこととする。

第6 通所介護

1 管理者の兼務の範囲（省令第6条）

管理者は、当該事業における従業者と兼務する場合、同一事業所内で行う他の事業の管理者及び同一敷地内に所在する他の事業所の管理者のみ兼務することができる。したがって、この場合は同一事業所内で行う他の事業の従業者や、同一敷地内に所在する他の事業所の従業者との兼務は認められない。

ただし、指定通所介護の事業と第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、この限りではない。

また、専従要件のある加算を算定している場合にあつては、管理業務に支障があると考えられるため、管理者が当該要件に該当する職員と兼務することは認められない。

2 生活相談員（省令第93条第1項第1号）

生活相談員の資格要件については、奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する要項（以下「特養要項」という。）第2の3の規定を準用する。

3 看護職員の配置（省令第93条第1項第2号）

看護職員について、「1以上」とは、毎営業日の単位ごとに2時間以上配置されていることをいうものとする。

4 乗降地

指定通所介護事業所は、省令第95条第1項に規定する指定通所介護の提供に必要な設備として、その敷地内に送迎車を駐車し、利用者が乗降可能なスペース（以下「乗降地」という。）を設けること。なお、乗降地は、利用者が事業所まで安全に移動できる位置とすること。やむを得ない理由により敷地内に乗降地を確保することができない場合は、隣地地権者の同意を書面で得るとともに、利用者の安全性が十分に確保される場合に限り、隣地の駐車場等を乗降地とすることができる。

なお、乗降地から事業所までの経路は、利用者の安全性が十分に確保されるものとする。

5 事業所

事業所及び事業所と構造上一体と認められる区画には、通所介護従業者及び利用者が居住すべきではない。

6 食堂及び機能訓練室（省令第95条第2項第1号）

- (1) 指定通所介護の食堂及び機能訓練室は、全体を見渡すことができる構造にする等により利用者の安全について十分考慮すべきである。さらに、原則として1階に設けるべきであるが、地階又は2階以上に設ける場合には事業所専用のエレベーター

を設けること等により利用者の安全及び円滑なサービスの提供について十分考慮すべきである。

- (2) 食堂及び機能訓練室中の機能訓練に使用しない固定物等は、食堂及び機能訓練室の面積から省くこと。なお、キッチンに機能訓練で使用する場合は、利用者が参加可能な仕様とした上でキッチンの面積を、機能訓練に使用しない場合はキッチン及び前30cm幅の面積を、食堂及び機能訓練室の面積から省くこととする。

7 非常災害対策（条例第12条第1項）

指定通所介護事業者が省令第103条第1項に規定する避難訓練、救出訓練その他の訓練を実施するに当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。また、訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。

8 重要事項説明書の記載項目

省令第105条の規定により、省令第8条の規定は指定通所介護の事業について準用されるものであるが、この場合において、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）には、次の項目を定めておくこととする。

- (1) 運営規程の概要
- (2) 従業者の勤務体制
- (3) 通常の事業の実施地域
- (4) 利用料その他の費用の額
- (5) 緊急時の対応
- (6) 事故発生時の対応
- (7) 苦情処理の体制及び窓口（事業所、奈良市、国民健康保険団体連合会の連絡先）
- (8) 守秘義務
- (9) 利用定員
- (10) 非常災害対策
- (11) 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）

9 その他

サービス提供の記録、交通費、通所介護計画の変更、勤務体制の確保、苦情処理及び報告については、訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第1の3から8までを参照されたい。この場合において、第1の5中「訪問介護計画」とあるのは、「通所介護計画」と読み替えること。なお、第1の3の記載の事項中の「訪問介護員等の氏名」は対象から除くこととする。

10 基準該当通所介護に関する基準

- (1) 生活相談員（省令第106条第3項第1号）及び看護職員（省令第106条第3項第2号）については、指定通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第6の1及び2を参照されたい。
- (2) 設備及び備品（省令第108条）について、指定通所介護の場合と異なり、機能訓練や食事のためのスペースが確保されればよく、そのスペースが「機能訓練室」「食堂」といえるものである必要はないが、この点を除けば、指定通所介護の基準と同様であるため、第6の3から5を参照されたい。
- (3) 省令第109条の規定により、内容及び手続の説明及び同意（省令第8条第1項）については基準該当通所介護の事業について準用されるものであるが、重要事項を記した文書に定める項目は指定通所介護の場合と同一であるため、第6の7を参照されたい。

第7 通所リハビリテーション

- 1 省令第112条は、指定通所リハビリテーション事業所の設備基準を規定するものであるが、指定通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第6の4及び6を参照されたい。この場合において、「食堂及び機能訓練室」とあるのは「指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等」と読み替えるものとする。
- 2 サービス提供の記録、交通費、通所リハビリテーション計画の変更、勤務体制の確保、苦情処理及び報告については、指定訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、それぞれ第1の3から8までを参照されたい。この場合において、第1の5中「訪問介護計画」とあるのは「通所リハビリテーション計画」と読み替えること。なお第1の3中「訪問介護員等の氏名」は対象から除くこととする。
- 3 非常災害対策及び重要事項説明書の記載項目については、指定通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第6の7及び8を参照されたい。

第8 短期入所生活介護

1 管理者の兼務の範囲（省令第122条）

管理者は、当該事業における従業者と兼務する場合、同一事業所内で行う他の事業の管理者及び同一敷地内に所在する他の事業所の管理者のみ兼務することができる。したがって、この場合は同一事業所内で行う他の事業の従業者や、同一敷地内に所在する他の事業所の従業者との兼務は認められない。

ただし、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護又は特別養護老人ホーム等（省令第121条第2項に規定する「特別養護老人ホーム等」をいう。）が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、この限りではない。

また、専従要件のある加算を算定している場合にあつては、管理業務に支障があると考えられるため、管理者が当該要件に該当する職員と兼務することは認められない。

2 生活相談員（省令第121条第1項第2号）

生活相談員の資格要件については、特養要項第2の3の規定を準用する。

- 3 乗降地並びに食堂及び機能訓練室については、通所介護の場合と基本的に同趣旨のため、第6の4及び6を参照されたい。

4 ユニット型指定短期入所生活介護に関する設備基準

(1) 居室（省令第140条の4第6項第1号イ）

居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けなければならない。この場合、「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け」られる居室とは、次の3つをいう。

ア 当該共同生活室に隣接している居室

イ 当該共同生活室に隣接してはいないが、アの居室と隣接している居室

ウ 当該共同生活室に隣接してはいないが、イの居室と隣接しており、当該共同生活室に近接して一体的に設けられていると考えられる居室

(2) 便所（省令第140条の4第6項第1号ニ）

便所は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の1箇所に集中して設けるのではなく、2箇所以上に分散して設けるとともに、3部屋に1つ以上の数を設けることが望ましい。また、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。

なお、居室内に設ける場合、衛生面からカーテンでの間仕切りは望ましくないため、他の方法により間仕切りを行うよう努めること。

5 食事（条例第10条）

規則的な食事が単なる栄養の摂取のみにとどまらず、生活の質の維持及び向上において重要な意義を持つことを踏まえ、利用者の心身の状況及び嗜好への配慮に加えて旬の食材や郷土食を取り入れる等の献立の工夫に努めることにより、利用者の食べる意欲の維持及び向上に努めること。

6 非常災害対策（条例第12条第1項及び第2項）

- (1) 条例第12条第1項は、指定短期入所生活介護事業者が省令第140条の規定により準用される省令第103条に規定する避難、救出その他の訓練を実施するに当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。また、訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。

- (2) 条例第12条第2項について、指定短期入所生活介護事業所における災害対策の強化を図るため、非常災害時における備蓄として、事業所の実情に応じた非常食、飲用水、日用品の確保に努めなければならない。

7 重要事項説明書の記載項目については、指定通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第6の8を参照されたい。

8 サービス提供の記録、短期入所生活介護計画の変更、勤務体制の確保、苦情処理及び報告については、指定訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第1の3、5から8までを参照されたい。この場合において、第1の5中「訪問介護計画」とあるのは「短期入所生活介護計画」と読み替えること。なお、第1の3中「訪問介護員等の氏名」は対象から除くこととする。

9 基準該当短期入所生活介護に関する基準

(1) 生活相談員（省令第140条の27第1項第1号）

生活相談員の資格要件については、特養要項第2の3の規定を準用する。

(2) 食堂及び機能訓練室については、指定通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第6の5を参照されたい。

第9 指定短期入所療養介護

1 ユニット型指定短期入所療養介護に関する設備基準、食事及び非常災害対策については、指定短期入所生活介護の場合と同趣旨であるため、第8の4から6までを参照されたい。

2 乗降地、食堂及び機能訓練室、重要事項説明書の記載項目については、指定通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第6の4、6及び8を参照されたい。

3 サービス提供の記録、短期入所療養介護計画の変更、勤務体制の確保、苦情処理及び報告については、指定訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第1の3、5から8までを参照されたい。

第10 特定施設入居者生活介護

1 生活相談員（省令第175条第1項第1号）

生活相談員の資格要件については、特養要項第2の3の規定を準用する。

2 内容及び手続の説明及び同意（省令第178条第1項）

指定特定施設入居者生

活介護事業者は、当該事業所から指定特定施設入居者生活介護の提供を受けることにつき文書により同意を得ること。なお、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）には、次の項目を定めておくこと。

(1) 運営規程の概要

(2) 従業者の勤務体制

(3) 利用料その他の費用の額及びその改定の方法

(4) 緊急時の対応

(5) 事故発生時の対応

(6) 苦情処理の体制及び窓口（事業所、奈良市、国民健康保険団体連合会の連絡先）

- (7) 守秘義務
- (8) 利用定員
- (10) 非常災害対策
- (11) 介護居室に移る場合の条件及び手続
- (12) 介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要
- (13) 要介護状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容

3 その他

- (1) 非常災害対策については、指定短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第8の6を参照されたい。
- (2) 勤務体制の確保、苦情処理及び報告は、指定訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第1の6から8までを参照されたい。
- (3) 食堂及び機能訓練室については、指定通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第6の6を参照されたい。
- (4) 管理者の兼務の範囲については、指定通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第6の1を参照されたい。この場合において、第6の1中のただし書内「第一号通所事業」とあるのは、「介護予防特定施設入居者生活介護」と読み替えること。

第11 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護

- 1 生活相談員（省令第192条の4第1項第1号）
生活相談員の資格要件については、特養要項第2の3の規定を準用する。
- 2 内容及び手続の説明及び同意（省令第192条の7第1項）
外部サービス利用型特定施設入居者生活事業者は、当該事業所から外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の提供を受けることにつき文書により同意を得ること。なお、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）には、次の項目を定めておくこと。
 - (1) 運営規程の概要
 - (2) 従業者の勤務体制
 - (3) 利用料その他費用の額及びその改定の方法
 - (4) 緊急時の対応
 - (5) 事故発生時の対応
 - (6) 苦情処理の体制及び窓口（事業所、奈良市、国民健康保険団体連合会の連絡先）
 - (7) 守秘義務
 - (8) 入居定員
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 介護居室に移る場合の条件及び手続
 - (11) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス

事業者の業務の分担の内容

- (1 2) 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称並びに居宅サービスの種類
- (1 3) 介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要
- (1 4) 要介護状態区分又は要支援の区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容
- (1 5) 安否確認の方法及び手順
- (1 6) 受託居宅サービスの利用料の額及びその改定の方法

第12 福祉用具貸与

1 管理者の兼務の範囲

管理者は、当該事業における従業者と兼務する場合、同一事業所内で行う他の事業の管理者及び同一敷地内に所在する他の事業所の管理者のみ兼務することができる。したがって、この場合は同一事業所内で行う他の事業の従業者や、同一敷地内に所在する他の事業所の従業者との兼務は認められない。

ただし、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定介護予防特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、この限りではない。

2 重要事項説明書の記載項目

省令第205条の規定により、省令第8条の規定は指定福祉用具貸与の事業について準用されるものであるが、重要事項を記した文書（重要事項説明書）に定める項目は指定訪問リハビリテーションの場合と同一であるため、第4の1を参照されたい。

- 3 サービス提供の記録、交通費、福祉用具貸与計画の変更、勤務体制の確保、苦情処理及び報告については、指定訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第1の3から8までを参照されたい。この場合において、第1の5中「訪問介護計画」とあるのは「福祉用具貸与計画」と読み替えること。なお第1の3中「サービスの開始時刻及び終了時刻」及び「訪問介護員等の氏名」は対象から除くこととする。

第13 特定福祉用具販売

1 管理者の兼務の範囲

管理者の兼務の範囲については、福祉用具貸与の場合と基本的に同趣旨であるため、第12の1を参照されたい。

2 重要事項説明書の記載項目

条例第216条の規定により、条例第8条の規定は指定特定福祉用具販売の事業について準用されるものであるが、重要事項を記した文書（重要事項説明書）に定める項目は指定訪問リハビリテーションの場合と同一であるため、第4の1を参照されたい。

3 勤務体制の確保、苦情処理及び報告については、基本的に指定訪問介護の場合と同趣旨であるため、第1の6、7及び8を参照されたい。

第4章 介護予防サービス

介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準については、第3章に記載した介護サービスに係る取扱いと同様であるので、該当部分を参照されたい。